

令和 2 年度第 1 回亀山市地域ブランド運営委員会 議事要約

開催日時：令和 3 年 2 月 26 日（金）13:30～15:40

開催場所：亀山市役所本庁舎 3 階 理事者控室

出席委員等：出席者 7 名（欠席者 2 名）

委員一覧：下記の通り

委員

役職	所 属 名		氏 名	備考
委員長	三重県よろず支援拠点	コーディネーター	高垣 和郎	
	亀山商工会議所	指導課係長	金谷 浩幸	
	三重県菓子工業組合 亀山支部 選出 有限会社深川屋	取締役社長	服部 亜樹	欠席
	一般社団法人亀山市観光協会	事務局長	本間 一也	
	鈴鹿農業協同組合	総務部長	練木 昌弘	
	三重茶農業協同組合	副参事	廣森 藤大	
	亀山木材産業協同組合 選出 三栄林産株式会社	専務取締役	坂 成哉	
	株式会社安全	取締役営業部長	澤田 郁男	欠席
	三交興業株式会社	営業推進部長	西野 彰二	

事務局

所 属 名		氏 名	備考
産業建設部産業振興課	課長	富田 真左哉	
産業建設部産業振興課 商工業・地域交通 G	主幹（兼）GL	井上 和哉	
産業建設部産業振興課 商工業・地域交通 G	主任主査	早川 博人	
産業建設部産業振興課 森林林業 G	主任主査	市川 智也	
産業建設部産業振興課 農業 G	主事	石川 真子	

会議内容：

- 委員の委嘱
- 委員長の選任について
委員長 三重県よろず支援拠点 高垣和郎氏
- 地域ブランド推進協議会での協議内容について
- 認定要領及び基準等について

○認定要領検討

・現時点だと、認定要領第 3 条の認定の対象に和菓子をどこに含めたらいいか不明瞭。

→(2)の(工芸品)という文言を取り、幅をもたせる。

- ・個々の商品に対して認定マーク等は配布されるのか？

→シールで配布予定。包装紙等に印字できるよう、データでも配布予定。

- ・認定マーク等は作る側だけではなく、販売する側にも必要ではないか？

→販売する側も使用できるよう、二次使用のマークも検討している。今後、認定要領 17 条にある亀山ブランド認定表示取扱基準にて詳細を詰めていく必要がある。

- ・認定要領第 3 条 (5) 市長が認めるものとあるが、景勝地やイベントも対象となるのか？

→現時点では要領第 2 条で産品と定めているように、景勝地等の認定は考えていない。

- ・再認定の際は、もう一度審査するのか？

→略式だとしても審査は行う予定。詳細は今後詰めていく必要がある。

- ・認定要領にも認定事業者のインセンティブを落とし込めると事業者が出品する動機となる。

- ・認定は 5 品までとあるが、審査は何品でもいいのか。そこも明記したほうが良い。

- ・認定の取り消しとなった際に、タペストリーやのぼりは返却するのかを明記したほうが良い。

- ・農林部門や歴史部門といったように認定商品を部門分けすると消費者もなぜその商品が認定されたのか分かりやすい。

○認定基準

- ・認定基準はどの程度厳しくしていくのか。

→ブランド価値を守るためにも、最初は厳しめで進めていく。ただし、ある程度ブランド価値が高まってからは、認定の幅を広げていくといった亀山ブランドとしての成長戦略を立てていく必要がある。

- ・同じ品目の商品も多数認定していくのか。そうなるとプレミアム感は失われるのではないか？

→現段階の基準では多くの商品が認定の対象となる可能性が高い。そのため、お茶といった対象の商品が多い品目は特別に審査基準を設けることも考えていきたい。

○認定登録料

事務局案に賛成(出席者 7 名)

5. ブランド名及びキャッチコピーについて

3/3 までに事務局へ意見を提出

6. その他

令和2年度第1回亀山市地域ブランド推進協議会 議事要約

開催日時:令和3年1月26日(火)13:30~14:40

開催場所:亀山市役所本庁舎 3階 委員会室

出席委員等:出席委員8名(全員出席)、随行者0名、事務局5名、傍聴人1名

委員一覧:下記の通り

委員

役職	所属名		氏名	備考
会長	四日市大学	副学長 教授	小林 慶太郎	
副会長	一般社団法人亀山市観光協会		会長	伊藤 峰子
	亀山商工会議所		商業部会長	今西 政和
	鈴鹿農業協同組合		常務理事	林 直樹
	三重茶農業協同組合		副参事	廣森 藤大
	亀山木材産業協同組合		組合長	大萱 宗靖
	株式会社安全		代表取締役	北川 亨
	亀山市		産業建設部長	大澤 哲也

事務局

所属名		氏名	備考
産業建設部産業振興課	課長	富田 真左哉	
産業建設部産業振興課 商工業・地域交通 G	主幹(兼)GL	井上 和哉	
産業建設部産業振興課 商工業・地域交通 G	主任主査	早川 博人	
産業建設部産業振興課 森林林業 G	主任主査	市川 智也	
産業建設部産業振興課 農業 G	主事	石川 真子	

会議内容:

1. 委員の委嘱

2. 市長あいさつ

3. 正副会長の選任について

会長 四日市大学 副学長 教授 小林慶太郎氏

副会長 亀山市観光協会 会長 伊藤峰子氏

4. 協議会の組織について

5. 地域ブランド創出事業について

・農林水産畜産物に関しても市内加工だけで申請が可能なのか?

→市内生産のものが最も良いが、ストーリーや磨き上げる技術次第ではブランドとして作り上げることは可能。現段階で審査基準は確定したものではないので、協

議会で話し合っ決定していきたい。

- ・評価委員会を作る必要はあるのか？

→協議会や運営委員会で評価を行うと、自社の商品进行评估することも想定される。

公平性を上げるために、消費者サイドの目線で評価を行う必要がある。

- ・ブランド名とキャッチコピーはプロに委託しないのか？

→プロに委託することも踏まえて、運営員会で詳細を決めていく。その詳細を基に、最終的には協議会で決定することになる。

6. 今後のスケジュール等について

2月 運営委員会

3月 協議会

7. その他

ブランド名等の提案：2/10 迄に事務局へ提出

(仮称) 亀山ブランド認定要領 (案)

(目的)

第1条 本市の特徴である温暖な気候、豊かな自然、伝統と風土、歴史文化を最大限に活かして生み出された製品や、新たに発掘・創出された製品を「(仮称) 亀山ブランド」として認定し、情報発信することで市民の亀山に対する愛着を醸成し、亀山の知名度向上と生産者の生産意欲や販売意欲を高め、産業の振興と地域の活性化を図ります。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 亀山市産品 原則として市内で生産、製造又は加工されたものをいう。
- (2) 事業者等 農林水産業又は製造業やサービス業を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人若しくは団体であつて、原則として市内に生産、加工等又は営業の拠点を有するものをいう。
- (3) 認定品 「(仮称) 亀山ブランド」として、第5条の認定基準を満たし、市長が認定した亀山市産品をいう。

(認定の対象)

第3条 (仮称) 亀山ブランドの認定の対象は、事業者等が取り扱ってから1年を経過し、かつ次の各号のいずれかに該当するものである。

- (1) 市内で生産された農林水産物
- (2) 市内で製造又は加工された製品
- (3) 市内で生産された農林水産物を使用した加工品等
- (4) 市に縁のある歴史上の著名人又は、市内の名所、名跡等をPRする亀山市産品
- (5) 市のイメージアップに繋がるもので市長が認めるもの

2 認定は、事業者等毎に5品目を上限とする。なお、同じ品目で味、形、色等に相違があつても、同一品目と認められる場合は1品目とする。

(認定申請資格)

第4条 (仮称) 亀山ブランドの認定の申請を行うことができる者は、認定の対象となる亀山市産品を取り扱う事業者等であつて、かつ亀山市が賦課徴収するすべての税及び料に滞納がない者とする。

2 前項の規定に関わらず、事業者等の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が亀山市暴力団排除条例(平成23年亀山市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団と関係を有する者(以下「暴力団関係者」といいます。)に該当する場合、又は、暴力団関係者が経営に事実上参画している場合は、(仮称) 亀山ブランドの認定の申請を行うことができないものとする。

(認定基準)

第5条 認定基準については、別に定めるものとする。

(認定の申請)

第6条 (仮称) 亀山ブランドの認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)

は、(仮称) 亀山ブランド認定申請書 (以下「申請書」という。)(様式第●号) を市長に提出するものとする。

2 申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) (仮称) 亀山ブランド認定申請調書 (様式第●号)

(2) 誓約書 (様式第●号)

(3) 申請者の概要が分かる書類

ア 定款又は規約その他これに類する書類

イ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

法人以外の団体にあっては、代表者の住民票

個人にあっては、申請者の住民票

ウ 申請者の事業内容等がわかる書類

(4) 認定を受けようとする亀山市産品の概要が分かる書類

(5) その他協議会が必要と認める書類

3 認定申請書は、毎年度期間を定めて受け付ける。

4 申請件数は、1事業者等につき5品目を上限とする。ただし、既に認定品がある場合は、その数を差し引いた品目数とする。

(認定の審査)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、第5条の認定基準に基づく審査を亀山市地域ブランド推進協議会 (以下「協議会」という。) に依頼するものとする。

2 協議会は、申請書等その他必要な事項について審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。ただし、更新又は変更の場合は、審査の一部を省略することができる。

3 申請者は、円滑な審査に協力をしなければならない。

(認定)

第8条 (仮称) 亀山ブランドの認定は、市長が行う。

2 市長が、(仮称) 亀山ブランドとして認定したときは、申請者に対し、その結果を(仮称) 亀山ブランド認定審査結果通知書 (様式第●号) により、通知しなければならない。

3 市長は、協議会から審査の結果、認定基準に適合しない旨の報告を受けたときは認定しないものとし、当該申請者に対して、(仮称) 亀山ブランド認定審査結果通知書 (様式第●号) によりその理由を付して通知するものとする。

4 (仮称) 亀山ブランドとして認定した結果は、市のホームページ等により、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 認定品の名称及び写真

(2) 前号の認定申請した事業者の氏名及び住所

(3) 認定の事由

5 市長は、(仮称) 亀山ブランド認定証 (様式第●号) (以下「認定証」という。) を交付するものとする。

(認定の有効期間)

第9条 認定の有効期間は、認定した日の属する年から2年間とする。

2 更新の有効期間は、認定の終了する日の翌日から2年間とする。

(認定登録料等)

第10条 認定事業者等は、協議会へ認定品の数に応じて認定登録料(以下「登録料」という。)を納めなければならない。

(1) 新規の登録料 1品目を1万円とし、2品目以降を1認定品につき5千円とする。

(2) 更新の登録料 1品目を5千円とし、2品目以降を1認定品につき3千円とする。

2 登録料は、認定期間内に認定を取り消された場合であっても、返金しないものとする。

(認定の更新)

第11条 認定事業者等は、認定の更新を行うときは、認定期間終了する日の属する3ヶ月前までに、(仮称)亀山ブランド認定更新申請書(様式第●号)により、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定による更新にかかる審査については、第7条の規定を準用する。

3 前項の審査により適当と認められる場合は、(仮称)亀山ブランド認定更新審査結果通知書(様式第●号)を当該事業者に通知するとともに、認定証を交付し、公表するものとする。

(認定内容の変更)

第12条 認定事業者等は、認定に係る内容に変更が生じたときは、(仮称)亀山ブランド変更認定申請書(様式第●号)により、速やかに市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 認定品の名称を変更しようとするとき。

(2) 認定品の生産又は販売を1年以上中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 認定品の規格、形状又は包装若しくは容器に係るデザインを著しく変更しようとするとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、申請書記載事項で認定内容の実質的な変更が生じるとき。

2 認定事業者等は、氏名又は住所を変更したとき、(仮称)亀山ブランド変更届出書(様式第●号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定による認定事項の変更にかかる審査については、第7条の規定を準用する。

4 前項の審査により適当と認められる場合は、(仮称)亀山ブランド認定事項変更承認書(様式第●号)を当該事業者に通知するとともに、認定証を交付(第1項第1号の場合に限る)し、公表するものとする。

(認定の取り消し)

第13条 市長は、認定品及び認定事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 認定を受ける要件、資格を欠くに至ったとき

(2) 認定基準に適合しないと認められたとき

- (3) 虚偽の申請により認定を受けたとき
- (4) 認定品の生産、製造又は販売を廃止又は1年間以上中止したとき
- (5) その他、制度の運用に重要な支障を来す行為があったとき

2 市長は、認定を取り消す場合は、その対象となる認定品及びその者の氏名(法人、団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)を公表することができる。

3 第1項の規定により認定を取り消された認定事業者等は、その取り消しの日から2年を経過しなければ、新たな認定を申請することができない。

(認定証の再交付)

第14条 認定事業者等は、認定証を紛失又は破損したときには、(仮称)亀山ブランド認定証再交付申請書(様式第●号)を速やかに市長に提出し、その再交付を受けなければならない。なお、その費用については、認定事業者が実費を負担するものとする。

(認定事業者等の責務)

第15条 認定事業者等は、この要綱に定めるところを誠実に順守するとともに次の各号について、特に留意しなければならない。

- (1) 認定品の生産、製造又は販売を通じて、当該認定品の情報発信を積極的に行い、亀山市に対するイメージの向上に繋げるよう努めなければならない。
- (2) 認定品の計画的な生産、製造並びに適正な保管及び流通体制の整備に努めなければならない。

2 認定品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときは、認定事業者等がその責任を負うものとする。

(認定の表示等)

第16条 認定事業者等は、認定期間において認定品及び自らが(仮称)亀山ブランドとして認定を受けたものであることを表示するものとする。

2 認定品への認定表示の取扱基準については、別に定めるものとする。

(業務状況の聴取等)

第17条 市長は、業務状況について特に必要があると認めるときは、認定事業者等に対して、報告を求め、事情聴取を行い、必要な指示をすることができる。

(事務処理)

第18条 認定に関する事務は、産業振興課において処理する。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年●月●日から施行する。

(認定の有効期間)

2 令和3年度認定の有効期間は、第9条の規定にかかわらず、令和5年12月31日までとする。

(仮称) 亀山ブランド認定基準 (案)

令和 3 年 4 月 1 日

(仮称) 亀山ブランド認定要領第 5 条に規定する認定基準は下記のとおりとする。

項目	認定基準
地域性	1. 亀山の風土・自然・歴史・伝統・生活から培われてきたものである。
	2. 亀山らしい魅力や価値が感じられたり、亀山市を連想させる取組や物語がある。
独自性	1. ブランド作りに対する考え方が明確であり、類似の商品、産地と比べて優位性、独自性がある。
	2. 消費者とのコミュニケーションなど伝達方法に工夫や特徴がある。
信頼性	1. 商品が高質であり、品質に対する確実な取り組みが行われている。
	2. 法令順守及び衛生・製造過程における安心安全の確保がなされている。
市場性	1. 市場に向けて商品としての魅力がある。
	2. 販売体制が整っている。
将来性	1. 将来への意欲や構想がある。
	2. 亀山市への波及効果が期待できる。

(仮称) 亀山ブランド審査表 (案)

産品 _____

申請者 _____

下記の基準により、5段階評価のうち該当する番号に○を記入してください。

1 適合しない 2 あまり適合しない 3 普通 4 適合する 5 十分適合する

項目	認定基準	評価				
地域性	1. 亀山の風土・自然・歴史・伝統・生活から培われてきたものである。	1	2	3	4	5
	2. 亀山らしい魅力や価値が感じられたり、亀山市を連想させる取組や物語がある。	1	2	3	4	5
独自性	1. ブランド作りに対する考え方が明確であり、類似の商品、産地と比べて優位性、独自性がある。	1	2	3	4	5
	2. 消費者とのコミュニケーションなど伝達方法に工夫や特徴がある。	1	2	3	4	5
信頼性	1. 商品が高質であり、品質に対する確実な取り組みが行われている。	1	2	3	4	5
	2. 法令順守及び衛生・製造過程における安心安全の確保がなされている。	1	2	3	4	5
市場性	1. 市場に向けて商品としての魅力がある。	1	2	3	4	5
	2. 販売体制が整っている。	1	2	3	4	5
将来性	1. 将来への意欲や構想がある。	1	2	3	4	5
	2. 亀山市への波及効果が期待できる。	1	2	3	4	5

所見 (特に優れている点、改良が必要な点など)

総合得点

審査委員名 _____

ブランド名及びキャッチコピーの設定について

ブランド名及びキャッチフレーズの設定目的

- ①全国の地域ブランドにブランド名やキャッチコピーが設定されている。
- ②ブランド名により地域の思いや地域を連想させることができる。
- ③キャッチコピーがブランド名を補完し、より一層地域ブランドをPRできる。

委員の皆様からのご意見

	ブランド名	キャッチコピー
1	世界の亀山モデル	亀山が世界に誇る品質です
2	亀山自慢	みなさんに胸を張ってオススメします
3	亀山育ち	亀山で大切に育んできた逸品です
4	亀山そだち	
5		来て！見て！感じて！これが亀山
6	健都（人）の贈り物	鈴鹿山脈を背に気候温暖な丘陵地（緑多き町）より
7	健都（人）の一品（ひとしな）	鈴鹿山脈を背に気候温暖な丘陵地（緑多き町）より
8	亀山関宿物語	歴史とみどりあふれる
9	亀山関宿街道	歴史と自然豊かな
10		歴史かおるみどりの風
11	未来亀山	
12	Re：亀山	
13	亀SUN	人も物も暖かくあれ
14	宿場一品	立ち寄ってから始まる
15	Neo：亀山	
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ブランド名の中に必ず「亀山」の地名を入れておくべきと考える。 ・亀山巡見街道といった亀山独自の歴史を遡って考える。 ・日本武尊は亀山市にとって他には追従できない差別化という一つのキーワード。「日本武尊＝亀山」となり得る。 	

ポイント（考え直したこと、新たな視点など）

（1）ブランド名

- ①ターゲット（市内、県内、国内、世界）によって、訴え方が変わる。
 - …シティプロモーション戦略のメインターゲットである亀山市・津市・四日市市・鈴鹿市の20～40代は当然のターゲットとなる。新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、県を跨ぐ移動に社会的心理的な制限があるため、より一層県内需要を考えた取組が必要である。
 - …一方で、アフターコロナを見据えた取組として、県外からの来訪者も意識した取り組みが必要である。Eコマースを見据えた取組、ふるさと納税との連携を考えると、来訪者をメインターゲットとしたシティプロモーション戦略と異なる部分が発生する。

…また、全国各地で開催される物産フェアへの出店や、全国の百貨店等への販路拡大に取り組むことから、県内さらには東海エリアを越えてのメッセージを発信していくため、分かりやすいブランド名とする必要がある。

②他の地域ブランドで「地域＋ブランド」が多く存在する。

伊勢ブランド、松阪ブランド、志摩ブランド、

③志摩ブランドは、キャッチコピー、ブランドメッセージも備えている。

キャッチコピー 「新しい里海のまち・志摩」

ブランドメッセージ 「未来を創る いのち輝く 志摩の海」

以上から、県内や東海エリアだけでなく、全国的に知名度のある名称を取り入れることが、ブランドの価値を高める上でも重要な要素となる。

「亀山」は、全国的なシェアを誇る「カメヤマローソク」や交通の要衝として「亀山駅」や「亀山ジャンクション」として一定の知名度があり、そこにシャープの「世界の亀山モデル」で一気に全国的に知名度が上がった。「世界の亀山モデル」は、亀山市にとって言葉の財産（遺産）であり、今後全国に発信していく上で、知名度の高い「亀山」という文字（言葉）をブランド名に入れることが、一つの戦略であると考えられる。

一方で、単純に「亀山ブランド」とした場合、「亀山ブランド」≡「世界の亀山モデル」としても結びつきやすい言葉であり、一般的に有形無形を問わず幅広く使用し尽くしてきた言葉であることから、新鮮さはなくインパクトに欠けるという点や、現時点では使われなくなったという意味では、プラスだけでなくマイナスにも感じる言葉ともなりうる。

こういった点を含め、「亀山ブランド」とするか、または「〇〇亀山」「亀山〇〇」「〇〇亀山〇〇」など、新しい取組であることから、派手さはなくても、新鮮で市民が自信をもって勧められるような「亀山」を含んだブランド名とするかを、次のように検討することとする。

①「亀山ブランド」について、補完するキャッチコピーを含めて検討する。

②各委員から出された「亀山」の付くブランド名について検討する。

・世界の亀山モデル・亀山自慢・亀山育ち・亀山関宿物語・亀山関宿街道・未来亀山・Re：亀山
・Neo：亀山

③事務局案を加えて検討する。

○考え方

ブランド名そのもので強い個性を出さず、引き続き経験を積む中でブランドとしての成熟度とその時々¹の社会環境、そしてTPOを考えてキャッチコピーをセットにして『きらりと輝く個性』を出していく。

○事務局案

1 亀山ブランド

分野に関係なく、また商品の個性を邪魔することなくPRできる。

幅広いキャッチコピーを自由自在に組み合わせることが容易と考えられる。

2 亀山セレクション

“選ばれた感”“プレミアム感”を演出できる言葉である。

消費者に対し、自然に商品の品質の良さを想像させることも可能と考えられる。

3 亀山良品

亀山の良さを『キラキラ』『ピカピカ』でなく、『きらりと輝く』という謙虚なアピールを行うことができる。

4 亀印良品

亀山の“亀”を大切にするというブランド作りの方向性を示し、これに続くロゴもはっきりとしたテーマに沿って作ることができる。

新規商品開発も“亀”をテーマに取り組んでいき、亀に溢れる認定商品も可能と考えられる。

その他

- ・ 亀山宿場一品・ 亀山品質・ 亀山クオリティ・ 亀山代表・ 亀山選抜・ 亀山特選・ 亀山メダル
- ・ 亀山のメダリスト・ 亀山 PRIDE・ 亀山のプライド・ 亀山の栄冠・ GoTo 亀山・ 亀山越え
- ・ 亀山ライン・ Good 亀山・ Cool 亀山・ 亀山ヤーニー・ ヤッパ亀山・ 亀山まる三重
- ・ 伊勢の国亀山・ 亀山の関・ 亀山の上澄み・・・

(2) キャッチコピー

- ①キャッチコピーは、ブランド名を補完するもので一貫して変わらないという考え方もあれば、ブランドの成長段階、ターゲットやTPO（時、場所、場合）、その年度の目標などによって変化するという考え方もある。
- ②地域ブランド創出事業は、特産品の魅力や価値にさらに磨きをかけるだけでなく、新たな地域資源を発掘していく事業であることから、例えば、既存のものが認定の中心となる初年度と、新しいものを発掘して認定していく段階とでは、キャッチコピーは違ったものとなる。

以上から、今後、ブランド名とは別にキャッチコピーを検討していく。

《キャッチコピーの一例》

- ・ 宿場一品 立ち寄ってから始まる
- ・ 皆さんに胸を張ってオススメします 宿場一品
- ・ 亀山育ち 亀山で大切に育んできた逸品です
- ・ これって亀山やん！
- ・ これって亀山ヤーニー
- ・ 人気の亀印良品
- ・ 違いのわかる方へ亀印良品
- ・ 立ち上がれ！亀山良品
- ・ With コロナ、With ハート、With 亀山良品 3 ウィズ

認定登録料及び更新料について

認定登録料について

- ・魅力あるブランドを維持していくためには、登録料が発生してもそれ以上のメリットを感じていただけの緊張感のある仕組みが必要である。
- ・令和3年度に初めて認定をする際は、ブランド創出のキャンペーンで特別に登録費用は0円とする。

▷参考 認定事業者への交付

(初登録時) ミニタペストリー、卓上のぼり旗、
盾型認定事業者明示版、認定シール 500枚 約 14,000円

(更新時) 認定シール 500枚 約 2,000円

委員の皆様からのご意見

	期間	初回認定登録料	更新料	最大登録品数
1	2年	20,000円/品	5,000円/2年	要件を満たせば何品でも
2		10,000円/品	5,000円	要件を満たせば何品でも
3		5,000円/品		
意見	<p>登録料を取るべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録料がないとやる気のない事業者や特産とは到底言えない商品が持ち込まれる可能性が非常に高い。 ・登録料を頂くことで、協議会側にも責任が生まれ、良い緊張感が生まれる。 ・登録料に関しては、その先に何があるかっていうのを見せる必要がある。 ・登録料を頂いた後に、事業者が売り上げを上げるために協議会が何を行うかが最も重要。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はじめは登録料を頂かず、亀山ブランドの中の三ツ星、二ツ星になる際に登録料を頂く。そうすることで、登録する業者がいなくなるのを防ぎ、やる気のある業者のピックアップにもなる。 ・事業者によって1万円の価値が違う。 ・ブランド名の決定にあたっては、既存の商標と被らないよう予め調査しておくとともに、決定後は直ちに商標登録の出願をして、タダ乗りをしてブランド価値を損なうような者が出てこないようにしてほしい。 			

ポイント（考え直したこと、新たな視点など）

- ①認定の有効期間は、事業者等との連携を密にするために事業者側、事務局側の双方の事務が煩雑とならない程度に短い期間を設定する必要がある。
- ②事業者等が登録料を支払って得られるメリットを押し出す必要がある。
- ③登録料を無料にすることで認定申請を促進する狙いもあるが、亀山ブランドとしての品質や価値を損なわないようにするためにも、初年度から登録料を有料とすることが望ましい。

以上から、事務局として次の認定登録料とし、認定期間を2年間として提案したい。

- (1) 新規の登録料 1認定品につき1万円、2品目以降は1認定品につき5千円
- (2) 更新の登録料 1認定品につき5千円、2品目以降は1認定品につき3千円

地域ブランド名の候補選出の方法について

- ・各委員において、良いと思われるブランド名について1位～3位まで順に○をお付けください。

地域ブランド名	1位 (3点)	2位 (2点)	3位 (1点)
世界の亀山モデル			
亀山自慢			
亀山育ち（そだち）			
健都（人）の贈り物			
健都（人）の一品（ひとしな）			
亀山関宿物語			
亀山関宿街道			
未来亀山			
Re：亀山			
亀SUN			
宿場一品			
Neo：亀山			
亀山ブランド			
亀山セレクション			
亀山良品			
亀印良品			

委員名
